

## 審査基準整理票

処分名	高額医療合算介護サービス費の支給		
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）	（条項）第51条の2第1項	
基準法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）	（条項）第51条の2第2項において準用する第51条第2項	
	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）	（条項）第22条の3第1項から第10項まで	
	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	（条項）第83条の4の2及び第84条の4の3	
所管部署	健康保険部 介護保険課 給付係		
標準処理期間	（申請締日から）80日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>高額医療合算介護サービス費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>介護保険法 （高額医療合算介護サービス費の支給）</p> <p>第五十一条の二 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。</p> <p>2 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。